

山口市特定優良賃貸住宅建設費補助金交付要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、山口市特定優良賃貸住宅制度要綱（平成17年10月1日制定。以下「制度要綱」という。）第4条及び18条の規定に基づき、特定優良賃貸住宅の建設費補助金の交付について必要な事項を定めることを目的とする。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日法律第179号）等に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 特定優良賃貸住宅

制度要綱第3条第1号の規定する賃貸住宅をいう。

二 認定事業者

制度要綱第3条第2号に規定する認定事業者をいう。

三 公社建設型

特定優良賃貸住宅の供給の方式のうち、山口県住宅供給公社、農住組合、日本勤労者住宅協会又は地方公共団体（その出資され、又は拠出された金額の全部が地方公共団体により出資され、又は拠出されている法人を含む。）の出資又は拠出に係る法人で賃貸住宅の建設及び管理を行うことを目的とするものが特定優良賃貸住宅を建設し管理する方式

四 民間建設型

特定優良賃貸住宅の供給の方式のうち、前号に掲げる以外の方式

(補助要件等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）及び補助率は、特定優良賃貸住宅供給促進事業等補助要領（平成5年7月30日建設省住建第116号建設省住宅局長通知。以下「補助要領」という。）第3及び第4に規定する経費の範囲内において、別表第1に定めるとおりとする。

第2章 補助金等の交付の申請及び決定

(交付の申請)

第4条 認定事業者は、建設費補助金の交付申請をすることができる。

2 前項の規定により、建設費補助金の交付申請をしようとするときは、市長が別に定める期日までに補助金交付申請書を作成し、市長に提出しなければならない。

3 認定事業者は、特定優良賃貸住宅の建設事業が複数年度にわたるものについて、特定優良賃貸住宅の建設に係る補助金の交付を受けようとするときは、前項の手続きに準じて補助金交付申請書を作成し、市長に提出しなければならない。この場合、次条により市長の承認を受けた全体設計の内容に即して、毎年度、補助金の交付申請をするものとする。

(全体設計の承認)

第5条 認定事業者は、特定優良賃貸住宅の建設事業の実施が複数年度にわたるものに係る初年度の補助金交付申請前に、当該事業に係る事業費の総額、事業完了の予定時期等について、全体設計の承認申請書を市長に提出しなければならない。なお、当該事業に係る事業費の総額を変更する場合も同様とする。

2 市長は、全体設計承認申請書を受理し、審査の上適当と認めた場合は、当該全体設計を承認し、認定事業者に通知するものとする。

(交付決定等)

第6条 市長は、補助金交付申請書を受理し、審査の上適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、認定事業者に通知するものとする。

2 認定事業者は、補助金交付の決定の通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに附された条件に不服があるときは、補助金の交付の決定通知を受けた日から起算して15日以内に申請の取下げをすることができる。

(交付の条件)

第7条 市長は、建設費補助金の交付の決定をする場合においては、次に掲げる事項につき条件を附するものとする。

一 補助対象事業の内容の変更（市長が定める軽微な変更を除く）をする場合においては、市長の承認をうけること。

二 補助対象事業の経費の配分の変更をする場合においては、市長の承認を受けること。

三 補助対象事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けること。

四 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

五 その他市長が必要と認める事項。

(事業内容の変更)

第8条 認定事業者は、補助金交付決定後に補助金の額に変更が生じる事業内容の変更をしようとするときは、補助金交付変更申請書を作成し、市長に提出しなければならない。

2 認定事業者は、補助金の交付決定後に補助金の額に変更が生じない事業内容の変更をしようとするときは、前条第1号の承認を受けなければならない。

3 前項の規定により承認を受けようとするときは、事業内容変更申請書を作成し、市長に提出しなければならない。

4 前条第1号に規定する市長が定める軽微な変更は、第4条の規定に基づく補助金に係る次の各号に掲げる変更以外の変更で補助金の額に変更を生じないものとする。

一 団地の位置の変更

二 特定優良賃貸住宅の構造又は階数の変更

三 団地の形状又は特定優良賃貸住宅の配置若しくは間取りに関する重要な変更

四 特例加算対象工事の対象範囲、規模または設計についての重要な変更

五 共同施設の配置、規模又は設計についての重要な変更

六 住宅関連施設の配置、規模又は設計についての重要な変更

(経費の配分の変更)

第9条 補助事業に関する経費の配分のうち、次の各号に掲げる変更は認めない。

一 補助要領第4第1項第6号ハに規定する標準工事費に係る特例加算の適用を受けた特定優良賃貸住宅の工事費からその他の特定優良賃貸住宅の工事費への変更

二 特定優良賃貸住宅の工事費から定住関連施設の工事費への変更

2 第7条第2号の規定により承認を受けようとするときは、経費の配分変更承認申請書を作成し、市長に提出しなければならない。

(事業の中止又は廃止)

第10条 第7条第3号の規定により承認を受けようとするときは、事業の中止・廃止承認申請書を作成し、市長に提出しなければならない。

(事業等が完了期日までに完了しない場合等の報告)

第11条 第7条第4号の規定により報告をしようとするときは、事業の未完了報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

第3章 補助対象事業等の遂行等

(状況報告)

第12条 建設費補助金の交付決定を受けた認定事業者は、6月、9月及び12月末日現在の事業の遂行について、事業遂行状況報告書を翌月5日までに市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第13条 建設費補助金の交付決定を受けた認定事業者は、補助対象事業が完了したときは、完了の日(事業の廃止の承認を受けた日を含む。)から起算して15日を経過した日、又は事業の完了の日の属する市の会計年度の末日のいずれか早い日までに、完了実績報告書を市長に提出しなければならない。

2 建設費補助金の交付決定を受けた認定事業者は、補助対象事業が翌年度にわたる場合は、補助金の交付の決定に係る市の会計年度の末日までに年度終了実績報告書を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第14条 市長は、前条第1項に規定する完了実績報告書を受理したときは、報告の内容の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告書に係る事業の成果が、関係法令等に適合しているかどうかを確認し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、認定事業者に通知するものとする。

(交付の請求)

第15条 補助金は、額の確定後、認定事業者から提出する補助金交付請求書により交付する。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を概算払いにより交付することができる。

2 前条の補助金の額の確定通知を受けた認定事業者は、速やかに、補助金交付請求書を市長に提出しなければならない。

第4章 補助金等の返還等

(交付決定の取消し)

第16条 市長は、建設費補助金の申請者が次の各号の一に該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 一 虚偽その他不正な手段により、交付決定を受けたとき。
- 二 交付決定の内容及びこれに附した条件等に違反したとき。
- 三 その他制度要綱に基づく規定及び当該規定に基づく市長の指示に違反したとき。

2 前項の規定は、補助対象事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用するものとする。

(補助金の返還命令)

第17条 市長は、前条の補助金の交付を取り消した場合において、補助対象事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(加算金及び延滞金)

第18条 市長は、前条の規定により補助金の返還を命じたときは、その命令に係る補助金の交付の日から返還の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を返還した場合におけるその後の期間については、既返還額を控除した額）につき年10.95%の割合で計算した加算金を認定事業者に対して請求することができる。

2 市長は、補助金の返還を命じた場合、認定事業者がこれを納付期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した延滞金を認定事業者に対して請求することができる。

3 市長は、前2項の場合において、認定事業者にやむを得ない事業があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を請求しないこととすることができる。

4 認定事業者は、第1項又は第2項の規定により、加算金又は延滞金の請求があったときは、指定された期日までにこれらを市に納付しなければならない。

第5章 雑則

(書類の様式)

第 19 条 補助金交付申請書類の様式は、別表第 2 によるものとする。

(書類の整備等)

第 20 条 建設費補助金の交付決定を受けた認定事業者は、補助対象事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助対象事業の完了する日の属する会計年度の翌会計年度から 5 年間保管しなければならない。

附 則

1 この要綱は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

2 この要綱の施行日前に行った阿知須町特定優良賃貸住宅建設費補助金交付要綱に基づく住宅は、この要綱の相当規定により行ったものとして、この要綱を適用する。